

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 23 日

津地方裁判所伊勢支部

裁判所書記官 市 川 貴 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札及び特別売却に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 6 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 津地方裁判所伊勢支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 10 日 午前 9 時 30 分 場 所 津地方裁判所伊勢支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 2 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 12 月 2 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 伊勢市宇治浦田三丁目
- 地 番 6 6 9 番 1 5
- 地 目 宅地
- 地 積 3 3 7 . 1 9 平方メートル
- (現況)
- 地 積 約 4 4 0 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 2 9 日

津地方裁判所伊勢支部

裁判所書記官 市 川 貴 哉

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

B 所有の売却対象外建物（家屋番号 6 6 9 番 1 5）が本件土地上に存在する。同人の占有権原は不明であるが、使用借権であるものとして売却基準価額が定められている。

本件土地南側及び南西側部分につき、本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 伊勢市宇治浦田三丁目
- 地 番 6 6.9 番 1 5
- 地 目 宅地
- 地 積 3 3 7. 1 9 平方メートル
- (現況)
- 地 積 約 4 4 0 平方メートル



令和 8 年(ヌ)第 6 号
令和 8 年 7 月 17 日受理
令和 8 年 9 月 3 日提出

現況調査報告書

津地方裁判所 伊勢支部

執行官 四十洲一哉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 伊勢市宇治浦田三丁目
地 番 669番15
地 目 宅地
地 積 337.19平方メートル



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	伊勢市宇治浦田三丁目2番11号
土地	物件1
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☒ その他の者B ☒ 上記の者Bが本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☒ 上記の者Aが本土地上に、下記目的外動産を残置し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 〔 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 〕
建物（目的外建物）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況(物件1 関係)	
所 在	伊勢市宇治浦田三丁目669番地15
家 屋 番 号	☐ ない(未登記) ☒ 669番15
種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	木造スレートぶき2階建
床面積(概略)	1階 59.62平方メートル 2階 39.74平方メートル
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(B) ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 令和 3年 3月 9日ころ ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者(A) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	同建物の南東側にウッドデッキ(約12.2㎡)が設けられている。 同建物の西側にスチール製簡易物置(約2.6㎡)が存在する。同物置については、同建物との場所的関係性も認められるため、同建物の従物と考えられる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原(物件関係)	
占有範囲	☐ 全部 ☒ 目的外建物(669-15)の敷地部分
占有者	☐ 債務者 ☒ B
占有状況	☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐
関係人(☐ () ☐ ())の陳述/ ☐ 提示文書()の要旨	
占有権原	☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐
占有開始時期	令和 4 年 8 月 2 5 日
最初の契約日	年 月 日
契約等期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし
更新の種類別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし
契約等貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()
当事者借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐
その他	
執行官の意見	☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 対象物件の近隣住民	対象物件上の目的外建物については、Aの配偶者Bが時々、短期間滞在するため訪れていたようです。もっとも、今年に入ってから、Bの姿は見かけていないようです。 私の記憶では、Aについて対象物件で近年見かけた記憶はありません。 (令和8年7月23日 口頭にて聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況については、土地建物位置関係図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件物件の占有関係については、物件の状況から、Aが目的外動産を残置して、Bが目的外建物の敷地として占有しているものと認定した。
- 3 物件1の土地には、B所有の目的外建物(669-15)が存在し、Bが同土地を同目的外建物の敷地として、占有している様子が窺えた。

また、同土地には、普通自動車1台(所有者:株式会社セディナ、使用者:A)及び小型トラック1台(所有者及び使用者:A)が残置されていた。また、同土地には、ユンボ1台も残置されていた。同ユンボについては、屋号又は会社名等の記載も本体上に無いため、所有者は不明である。もっとも、本件不動産競売事件の債務名義の記載では、Aは個人で建築業を営むものとのことから、同ユンボの所有者もAであると考えられる。よって、Aが同土地を、これらの目的外動産を残置して、占有している様子が窺えた。

本件調査時、目的外建物の玄関口の外ポスト内には、A宛の郵便物及びチラシ等が同ポスト一杯に残置されていた。また、同目的外建物の外から観察したところ、A Bら及び第三者が現に同目的外建物において生活し、占有している徴表は感じられなかった。

なお、伊勢市役所へ照会したところ、物件所在地においてA及びBの住民登録がされているとの回答であった。また、伊勢市上下水道部へ同土地の所在地での水道供給契約の有無等について照会したところ、現在の契約者名義はAとの回答であった。

- 4 物件1の土地については、全体的に背の高い雑草等が繁茂している状態であった。一部の木々及び雑草が隣接地に越境している状態が見受けられた。
- 5 物件1の土地と隣接地との境界については、法務局備え付けの地積測量図は存在せず、隣接地との境界は判然としない。もっとも、同土地の北側角、西側角及び東側角に隣接地との境界を示すため設置されたと見受けられる金属標が存在した。

法務局備え付け図面及び現地物理的状況から、北東側は歩道が、北西側はコンクリートブロック擁壁の下方部分が、南西側及び南東側はコンクリート土留が、同土地と隣接地との境界であると考えられる。

- 6 物件1の土地の隣接地(669-33)は、緩やかな登り勾配がある市道である。そのため物件1の土地との間には、高低差が存在する(最大で約1.2m)。
- 7 物件1の土地と隣接地(800-9、800-10)に高低差が存在する(物件1の土地が隣接地より低い。約1.4m)。
- 8 物件1の土地の北側角付近には、道路交通用の左右確認ミラーが存在する。
- 9 物件1の土地に対するBの占有権限については、伊勢市役所から取得した住民票の写しによると、A Bは夫婦の関係性にあることから、期限の定めなき使用借権と考えられる。

なお、Aに対して占有権限照会書を郵送したが、「あて所に尋ねあたりません」との理由で配達不能であった。また、Bに対して本件現況調査の通知書を郵送したが、「あて所に尋ねあたりません」との理由で配達不能であった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

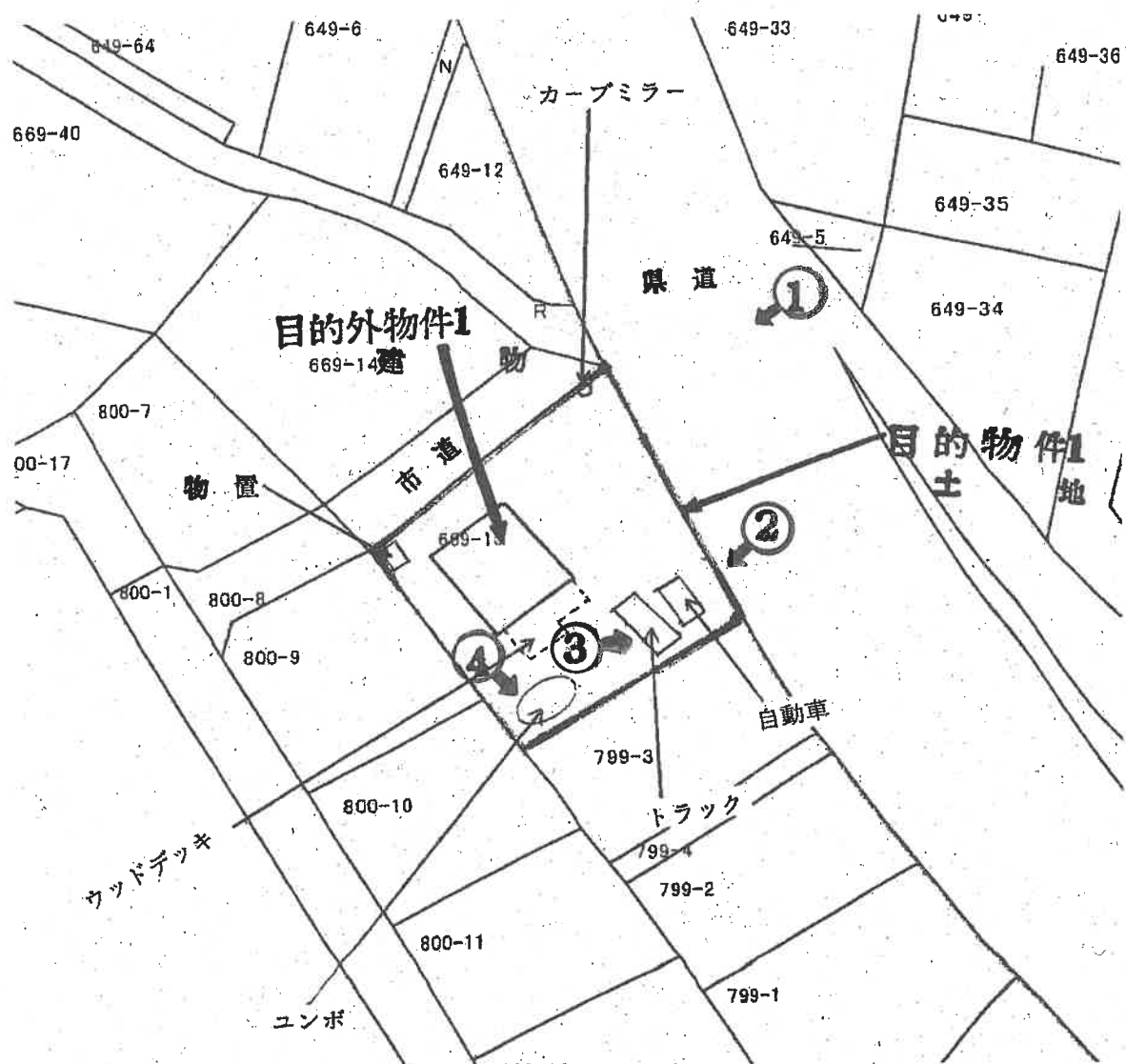
10. 本件調査時、物件1の土地を概測したところ、地積約440㎡であった。同土地の登記上の地積数量と齟齬がある虞も考えられる。そのため、同土地の正確な地積を把握するには、別途測量等の手続きが必要になる虞もあるものと思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 7月 21日 (火) 9:00 — 9:10	津地方法務局伊勢支局	登記事項証明書、公図等取得
8年 7月 23日 (木) 15:10 — 15:30	物件所在地	物件確認、占有調査、外観撮影等
8年 7月 24日 (金) 9:00 — 9:10	伊勢市役所	公課証明書、住民票等取得
8年 8月 6日 (木) 9:50 — 10:10	物件所在地	立入調査、占有調査、評価人同行
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 8月 6日 目的物件には債務者等は不在であったので、立会人を立ち会わせ、目的物件内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



←○印写真撮影位置方向番号

土地建物位置関係図

①



②



(10 枚目)

③



④



令和 8 年（又）第 6 号	
令和 8 年 8 月 6 日ほか	現地調査
令和 8 年 8 月 2 7 日	評 価

津地方裁判所 伊勢支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉川輝樹 印

第1 評 価 額

物件 1 (土地)	金 5, 0 5 0, 0 0 0円
-----------	--------------------

- 1 物件1の不動産（土地）について，土地のみの売却を行う場合の価格である。
- 2 物件1の価格は，物件1の土地上の所在建物である目的外物件1の建物の土地利用権等価格につき控除した価格である。

ー以下余白ー

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

- 5 その他特別の評価条件

評価数量としては土地につき登記数量を採用するが、登記と現況では相当の齟齬があると思料されるので、概測数量を規模大の可能性として個別的要因にて考慮する（後記5頁特記事項③参照）ほか、特になし。

ー以下余白ー

第3 目的物件（土地）及び目的外物件（建物）

現況欄に記載のない事項については、登記事項証明書記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
目的物件 1 土地	所 在	伊勢市宇治浦田三丁目	
	地 番	6 6 9 番 1 5	
	地 目	宅地	
	地 積	3 3 7. 1 9 m ²	5 頁特記事項③参照
	所 有 者	A	
目的外物件 1 建物	所 在	伊勢市宇治浦田三丁目 6 6 9 番地 1 5	
	家 屋 番 号	6 6 9 番 1 5	
	種 類	居宅	
	構 造	木造スレートぶき2階建	
	床 面 積	1階 5 9. 6 2 m ² 2階 3 9. 7 4 m ² 延べ 9 9. 3 6 m ²	
	所 有 者	B	
番号	特 記 事 項		
—	—		

第4 目的外物件及び目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（目的外物件1）

位置・交通	近鉄鳥羽線「五十鈴川」駅の南西方直線距離約 1.4 k m (位置図参照)	
付 近 の 状 況	沿道沿いに一般住宅等が見られる混在住宅地域。周辺には未利用地も見られる。概ね現状維持で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分	都市計画区域（非線引き）
	用 途 地 域	第1種住居地域
	指定建ぺい率	60%
	指 定 容 積 率	200%
	防 火 規 制	なし
	その他の規制	沿道景観形成地区，土砂災害警戒区域 都市計画道路「豊川浦田線」（計画決定）に一部かかる 宅地造成等工事規制区域（盛土規制法）
画 地 条 件（規 模， 形 状 等）	間口約 23m，奥行（北西側接面市道と接する辺長部）約 22.4 m，地積 337.19 m ² （登記数量；但し現況の本件土地と思料され る位置範囲からは図上概測で約 440 m ² 程度）の概ね長方形の 角地。概ね地勢平坦，北東側道路とは概ね路面等高，北西側市道 とは等高～1.1m程度低い。南西側隣接地（コンクリート擁壁あ り）より 1.1m程度低位。	
接 面 道 路	北東側幅員概ね約 16m（両歩道含む）舗装県道伊勢磯部線（所 謂御木本道路）及び北西側有効幅員約 4.3m舗装市道宇治浦田 25-29 号線（いずれも建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号該当）に 接する。北西側側道は南西方向に若干の上り傾斜あり。	
土地の利用状況及 び隣地の状況等	目的外物件1の居宅の敷地として利用されている（建物等配置図 参照）。隣接地は住宅，畑等。	
供給処理施設 (注)	上 水 道	有
	ガス配管	無（但し，両接面道路にガス管あり；引込可）
	下 水 道	有
特 記 事 項	次頁参照	

(注)「有」，「無」の基準については，以下のとおり。

「有」：該当施設の本管から，目的外物件内への引込がなされている。

「無」：該当施設の本管から，目的外物件内への引込がなされていない。

特記事項

- ①目的外物件 1 の建物の敷地利用権原は使用借権と推定する（詳細は現況調査報告書参照）。
- ②敷地の南西端部にスチール製簡易物置（概測約 2.6 m²）が置かれているほか、乗用車 1 台、トラック 1 台、ユンボ 1 台が置かれている。また、敷地北東端部にカーブミラーが設置されている。敷地の大半は、雑草等が繁茂育成した荒れた状態にある。
- ③本件土地と思料される部分は、現況での間口及び奥行と概ね伊勢市課税課備付の地番参考図及び建物図面の土地部分の表示と一致する（公図は現況と地形などが相当に異なり、地積測量図の備付なし）。よって、伊勢市地番参考図を前提とする（図上概測では約 440 m²程度と把握される）。但し、正確な立会測量をしていないので、おおよその参考値とし、評価上は登記数量を採用の上、規模大の可能性ありとして個別的要因にて考慮するものとする。
- ④同時に、正確な立会測量を行っていないがゆえに正確な境界範囲・規模（縄伸びか否か）等を含め不明事項があり、敷地の不安定性なしとしない。
- ⑤本件土地の一部（都市計画図上では道路から 5m 程度の範囲）が都市計画道路（計画決定）にかかる（都市計画図参照；規制等につき都市計画法第 53 条等参照）。正確な詳細は伊勢市都市計画課に要確認のこと。
- ⑥土砂災害警戒区域に指定されており、災害懸念がある。

ー以下余白ー

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた（万円未満切捨）。

物件 番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	46,700	0.85	337.19	1.00	13,380,000

ア 標準画地価格……………別紙標準画地価格決定表参照

イ 個別格差…………… 0.85 （下記条件等の相乗積 0.92×0.92 ）

画地条件等 0.92（下記項目の相乗積）

- ・角地+3（1.03）
- ・高低差-5（0.95）
- ・敷地の不安定性-5（0.95）
- ・規模大の可能性+30（1.30）
- ・荒地状態にある-10（0.90）
- ・目的外物件等の所在-15（0.85）

行政的条件 0.92

- ・一部が都市計画道路にかかる-8（0.92）

ウ 地 積……………登記地積を採用

エ 建付減価補正率……………1.00 と判断（現況目的外建物の建付等を考慮）

—以下余白—

2 評価額の判定

前記により求めた建付地価格に、目的外物件1の土地利用権等価格を検討し、然る後、競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	13,380,000	0.10	使用借権	1,340,000

(万円未満四捨五入)

イ 土地利用権等割合

土地利用権等を使用借権と推定し、その割合を10%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円) 1 (1) オ ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) 2(1)ウ イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	13,380,000	-1,340,000		0.70	0.60	5,050,000
一 括 価 格 (合 計)						5,050,000

(万円未満切捨)

ウ 占有減価修正：必要なしと判断。

エ 市場性修正：土地建物の所有者が異なる、土地のみ（目的外建物を除く）の売却のため経済的合理性に反する分割を生じる可能性、災害懸念あり等の市場性減退を考慮し、0.70と判断。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附属資料の表示

- ・ 位置図
- ・ 都市計画図
- ・ 公図写（法務局備付図面に基づく；A 3 サイズをA 4 サイズに縮小）
- ・ 令和8年度地番参考図（伊勢市課税課備付図面に基づく）
- ・ 目的外物件 建物図面及び各階平面図写（法務局備付図面に基づく；A 3 サイズをA 4 サイズに縮小）
- ・ 建物等配置図（伊勢市課税課備付図面に基づく）
- ・ 仮名一覧表

以上

標準画地価格決定表

(1) 標準画地の概要

北側及び北西側幅員約 16m市道に接する規模 200 m²程度の整形な中間画地を標準画地として想定した。

(2) 地価調査価格 (伊勢ー 1 0)

所 在：伊勢市岡本1丁目755番 (表記は公報による)
 価 格：59,400円/m²
 位 置：近鉄山田線「宇治山田」駅の南西方道路距離約 360m
 価 格 時 点：令和7年7月1日
 地 積：174 m²
 供給処理施設：水道，ガス，下水
 接 面 街 路：北側幅員 6m市道に接面
 用 途 指 定 等：第1種住居地域 (指定建ぺい率 60%，指定容積率 200%)
 地 域 の 概 要：一般住宅の中に店舗併用住宅が見られる既成住宅地域

(3) 地価公示価格・地価調査価格を規準とした価格

価 格 時 点 年 月 日	価 格 円/m ² ア	時 点 修 正 イ	標 準 化 補 正 ウ	地 域 要 因 エ	規準とした価格 円/m ²
R 7 . 7 . 1	59,400	× 100/100	× 100/100	× 100/127	46,700

(百円未満切捨)

ウ 主たる標準化補正内訳・・・概ね標準的

エ 主たる地域要因内訳・・・127 (街路条件，交通接近条件，環境条件等を考慮)

(4) 標準価格の決定

標準画地の価格は，(3) で求めた価格との均衡及び近時の地価動向の特徴等を総合的に勘案し，46,700円/m²と決定した。

○標準価格 46,700円/m²

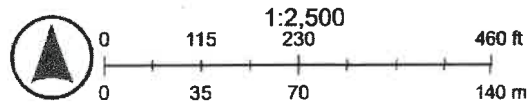


位置図
(概略位置)

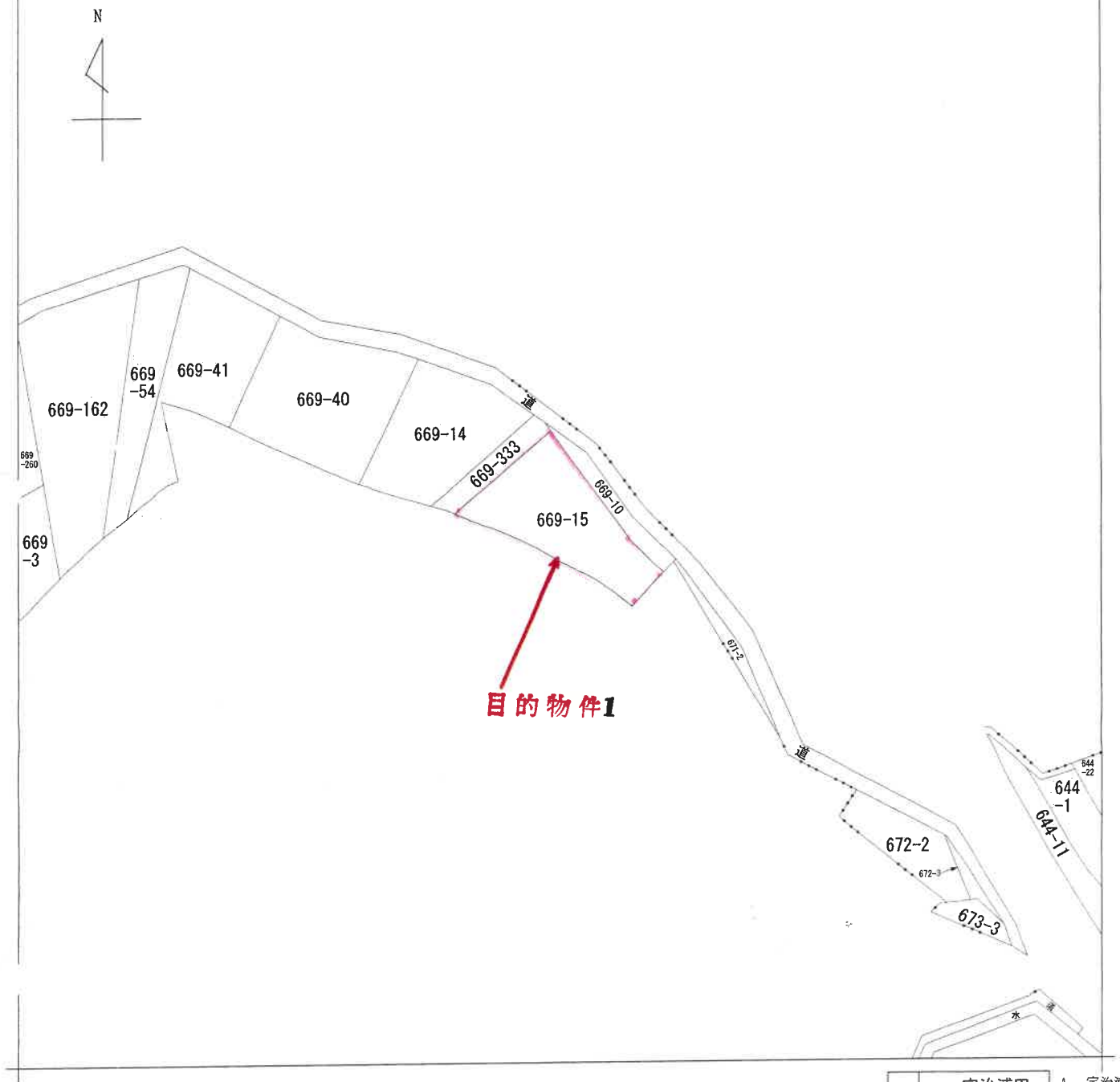
都市計画図



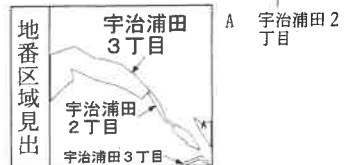
都市計画道路



A3サイズをA4サイズに縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	伊勢市宇治浦田三丁目				地番	669番15			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は番号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図			
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局伊勢支局管轄)

令和8年7月27日

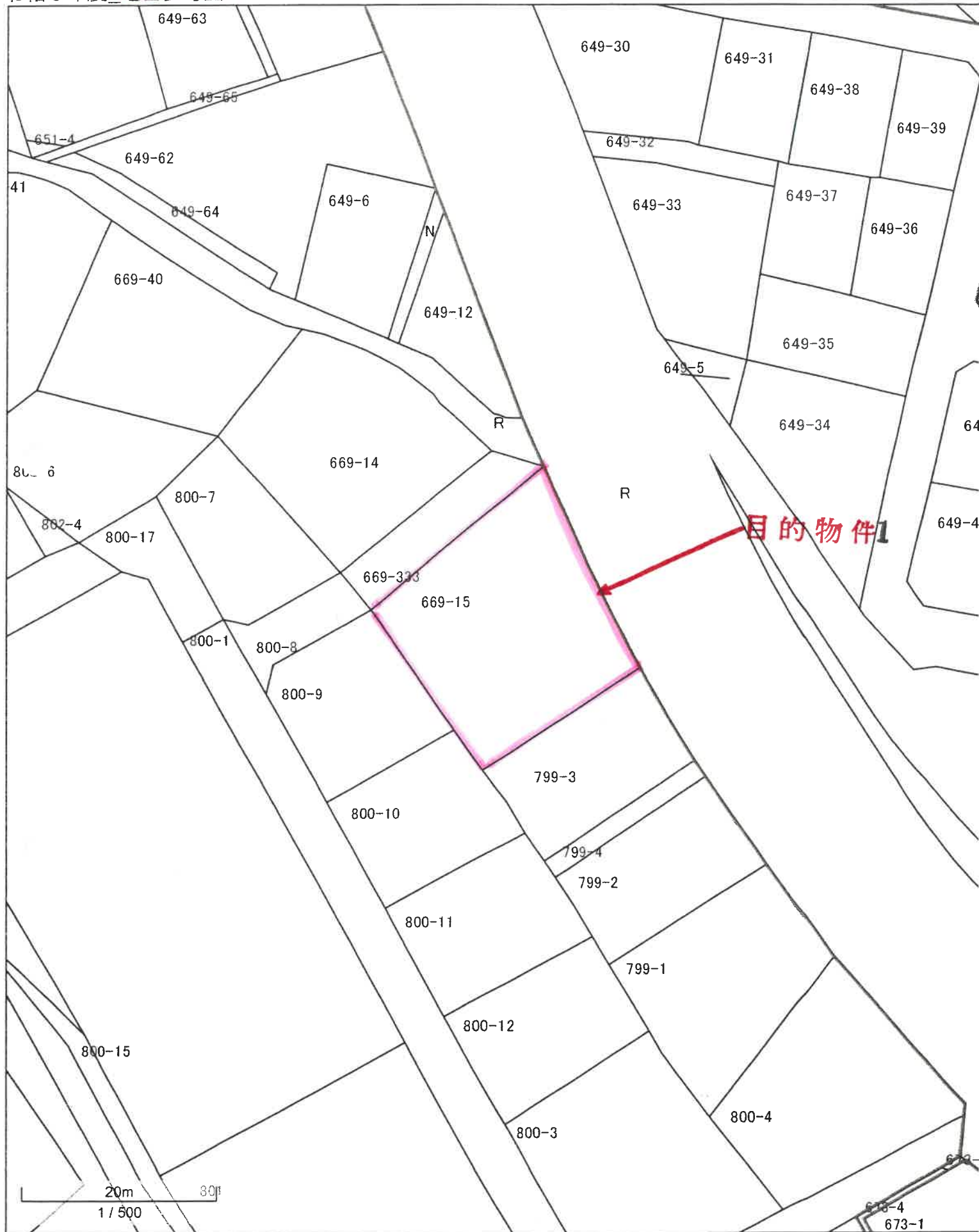
津地方法務局

請求番号：21-1

登記官

(1/1)

公 図 写



この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2017 三重県共有デジタル地図（写真地図データ 地上解像度20cm）」を使用し、調整したものです。（承認番号：三総地第99号）本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とします。

・この図は、固定資産評価用に土地の配置を示した参考図であり、土地の形状・境界線等を正確に示すものではありません。
・内容を証明するものや申請その他の資料に使用することはできません。
・地権者の権利関係を表しているものではありませんので、権利関係等の確認には使用できません。
・伊勢市は、この図の使用により発生した直接または間接の損失、損害について、一切の責任を負いません。

登記年月日：令和3年3月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局伊勢支局管轄)

令和8年7月27日

津地方法務局

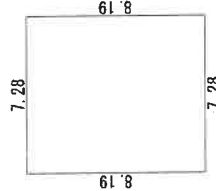
登記官

各階平面図 建物図面

家屋番号 669番15

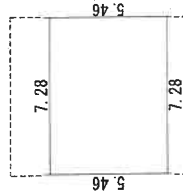
建物の所在 伊勢市宇治浦田三丁目669番地15

1階

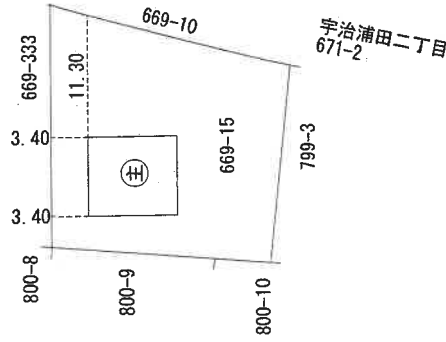
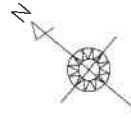


求積表	
7.28×8.19	$= 59.6232$
合計床面積	59.6232 59.62 m ²

2階



求積表	
7.28×5.46	$= 39.7488$
合計床面積	39.7488 39.74 m ²



作成者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

目的外物件

建物図面及び各階平面図写



写

写